

「宮城県宿泊施設感染防止対策等支援事業補助金」の募集を開始します

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う旅行の自粛等によって、大変厳しい経営状況に置かれている県内宿泊事業者に対し、施設規模に応じたガイドライン等に基づく感染症対策や接触機会の減少に繋がる前向きな投資に要する費用の補助を通じて、旅行者が安心して旅行を楽しめる環境の整備を図り、宿泊需要の回復や創出に繋がるよう事業継続を支援するもの。

1 受付期間

令和3年6月28日（月）～令和3年11月30日（火）まで

※申請窓口である民間事務局が設置されるまでの間、宮城県へ直接申請可

2 対象事業者

旅館業法上の許可を得た宿泊事業者

※住宅宿泊事業法や国家戦略特区法に基づく民泊事業者や、風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を含む者は対象外

3 補助の対象事業

補助額	対象経費の具体例
【設備等】 ※取得単価5万円以上 上限 6,666千円	【ガイドライン等に基づく感染症対策】 サーマルカメラ，サーキュレーター，換気設備，HEPAフィルター付空気清浄機，CO2濃度測定器，キャッシュレス決済機器，パーテーション，アクリル板，アルコール噴霧器，アルコール消毒液，マスク，ビニール手袋，ビュッフェ用カバー等
【衛生資材等】 ※取得単価5万円未満 上限 5,000千円	【接触機会の減少に繋がる取組】 自動受付機・精算機，非接触式のキーレスシステム，宿泊カードのオンライン化，ワークスペース整備に必要な事務机・椅子・Wi-Fi設備，

※詳しくは、別添の「宮城県宿泊施設感染防止対策等支援事業補助金の概要」をご覧ください。

【宮城県観光政策課のホームページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/infection-control.html>